

## ふるさと信州寄付金お礼の品贈呈事業実施要領

平成28年4月1日	制定
平成28年11月1日	一部改正
平成29年6月1日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
平成30年7月1日	一部改正
平成30年10月1日	一部改正
平成30年10月17日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年6月1日	一部改正

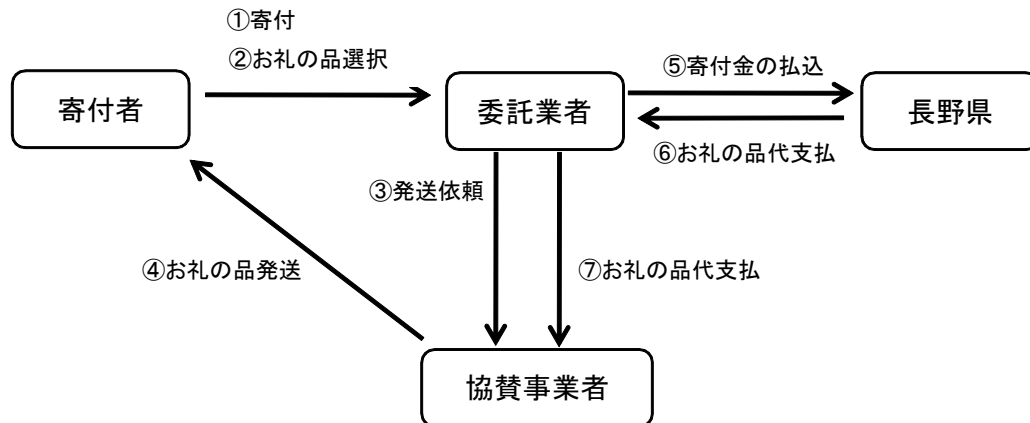
### 1 趣旨

ふるさと信州寄付金の寄付者に対し謝意を表するとともに、信州ブランド品等（県産品等）のPRや販売促進等を図るため、県内事業者の協賛を募り、協賛事業者から提供された信州ブランド品等を寄付に対するお礼の品として寄付者へ贈呈する。

### 2 事業実施期間

平成28年4月1日から

### 3 事業の流れ



### 4 お礼の品の内容

長野県の食材等を使って長野県内で製造されている商品、栽培等されている農林水産物、伝統工芸品、県内施設において提供されているサービス等で、次の項目を満たし、かつ別紙選定基準に該当するものであること。

- (1) 各種法令、規則、及び条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 平成29年4月1日付け総税市第28号、平成30年4月1日付け総税市第37号総務大臣通知及び平成31年総務省告示第179号の内容を遵守し、ふるさと納税の趣旨を踏まえたものであること。
- (3) 長野県のPR、地域ブランドの向上、産業振興又は観光振興に寄与する等の要素を持つものであること。

- (4) 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。ただし、予め期限や数量を示して供給するものはこの限りでない。
- (5) 商品情報の開示が可能であること。
- (6) 協賛事業者が自己、若しくは自己の名をもって生産し又は販売しているものであること。
- (7) 食品については、発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有していること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、この限りではない。
- (8) 体験型サービスにおいては、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄付者との調整が十分に行える体制が整っていること。

## 5 お礼の品の県負担額

- (1) お礼の品の県負担額は下表のとおりとする。ただし、別紙「選定基準」に挙げる、宿泊型及び体験型の返礼品については、下表の県負担額の「商品の価格（税込み）の7割」を「商品の価格（税込み）」とする。
- (2) お礼の品発送に係る送料は、原則として長野県が全額負担するが、送料は最小限に抑えることとする。なお、お礼の品の内容の瑕疵によりお礼の品の回収及び再配送を行った場合に係る、お礼の品代及び配送料は、原則として協賛事業者の負担とする。

ただし、配送時の瑕疵による場合はこの限りではない。

	贈呈対象者	県負担額
区分1	寄付金1万円以上1万1千円未満	商品の価格（税込み）の7割又は3,000円のいずれか低い額
区分2	寄付金1万1千円以上1万5千円未満	商品の価格（税込み）の7割又は3,300円のいずれか低い額
区分3	寄付金1万5千円以上2万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は4,500円のいずれか低い額
区分4	寄付金2万円以上2万5千円未満	商品の価格（税込み）の7割又は6,000円のいずれか低い額
区分5	寄付金2万5千円以上3万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は7,500円のいずれか低い額
区分6	寄付金3万円以上5万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は9,000円のいずれか低い額
区分7	寄付金5万円以上10万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は15,000円のいずれか低い額
区分8	寄付金10万円以上15万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は30,000円のいずれか低い額
区分9	寄付金15万円以上20万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は45,000円のいずれか低い額
区分10	寄付金20万円以上25万円未満	商品の価格（税込み）の7割又は60,000円のいずれか低い額

区分 11	寄付金 25 万円以上	商品の価格（税込み）の 7 割又は 75,000 円のいずれか低い額
-------	-------------	------------------------------------

## 6 協賛の対象事業者

次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 長野県内に事業所がある法人その他の団体または個人であること。ただし、信州ブランド等のPRや販売促進等を図るため、長野県が特に認めた場合はこの限りではない。
- (2) 現に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく適切な申告を行い、かつ県税に滞納がない者であること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人、団体若しくは個人でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がないものであること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1号及び第2号に規定するもの（暴力団及び暴力団員）並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 本事業の趣旨に賛同し、お礼の品について、適切な品質管理及び寄付者からの信頼確保等に努め、責任ある対応ができること。
- (7) この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、書面により長野県の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (8) この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。ただし、書面により長野県の承諾を得た場合は、この限りではない。

## 7 協賛事業者の事務

- (1) この事業に協賛する事業者は、本要領の内容に同意し、遵守することを認める。
- (2) この事業に協賛する事業者は、次に掲げる書類を長野県へ提出する。ただし、過去に承認された事業者が新たなお礼の品を協賛する場合は、この限りでない。
  - ① 長野県税のすべての税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
  - ② お礼の品を送付する際同封するパンフレット
- (3) 協賛事業者は、7(2)②で提出した内容に変更がある場合、その都度長野県に届ける。
- (4) この事業に協賛する事業者は、長野県からふるさと信州寄付金業務の委託を受けた者（以下「委託業者」という。）と別途売買等に係る契約を締結し、事業者情報及び提供しようとするお礼の品に関する情報等を記載した用紙（以下「エントリーシート」という。）を委託業者へ提出する。
- (5) 協賛事業者は、委託業者からの発注依頼に基づき、お礼の品の発送を行う。発送の時期等については、エントリーシートに記載した内容によるものとする。
- (6) 協賛事業者は、お礼の品の品質において問題が生じたときは、その責任を負う。
- (7) 協賛事業者は、エントリーに係る長野県の書類等の審査や、必要に応じて行う調査、及び県が本事業の広報を目的として行う行為に協力する。
- (8) 協賛事業者は、『日本のふるさと信州』応援サイト又はパンフレット等への返礼品情報の掲載について、県が掲載内容又は位置等を決定することを認める。
- (9) 協賛事業者は、協賛を一時停止し、又は解消したい場合は、その旨及び理由を長野県及び委

託業者へ申し出る。

(10) 協賛事業者は、この要領に定めるほか、知事が指示する事項に従う。

## 8 委託業者の事務

- (1) 委託業者は、協賛事業者から提出のあったエントリーシートを取りまとめ、長野県へ承認の依頼を行う。
- (2) 委託業者は、長野県が承認を行った商品について、協賛事業者へその旨を連絡するとともに、お礼の品として取り扱うものとし、寄付の募集を行う。
- (3) 委託業者は、寄付者からのお礼の品希望数量等を取りまとめ、協賛事業者へ発送の依頼を行い、前月末までに発送を完了した商品に係る県負担額を長野県へ請求する。
- (4) 委託業者は、前月末までに発送を完了した商品に係る県負担額を当月末までに協賛事業者へ支払う。

## 9 長野県の事務

- (1) 長野県は、7(2)の提出物及び8(1)のエントリーシートの内容を審査し、承認するか否かを決定する。
- (2) 長野県は、9(1)の結果について委託業者へ通知する。
- (3) 長野県は、委託業者からの請求に基づき、お礼の品に係る県負担額を支払う。
- (4) 長野県は、下記の場合には、承認したお礼の品に係る寄附の受付を一時停止し、又は承認を取り消すことができる。この場合において、当該協賛事業者に損害が生じても、県は一切その責任を負わないものとする。
  - ① 協賛事業者又はお礼の品が、本要領に定める要件等を満たさなくなったとき。
  - ② 協賛事業者又はお礼の品の申告内容に虚偽があったとき。
  - ③ 寄付者、県及びその関係者に損害を及ぼす行為があったとき。
  - ④ 協賛事業者又はお礼の品にふさわしくないと長野県が判断したとき。
  - ⑤ 協賛事業者より、7(9)の申し出があったとき。

## 10 協賛事業者のメリット

- (1) 企業名や商品名等を県がPR  
県外の方へ県ホームページや民間サイト等を通して、企業名、商品名等のPRが可能。
- (2) 自社商品の販売促進・PR  
お礼の品発送時に、社会通念上適正と認められる範囲において自社商品等パンフレットを同封することで、自社商品の販売促進、PRが可能。

## 11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、法令並びに例規及び委託業者の約款その他契約等に定めるところによる。

また、この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、長野県、協賛事業者及び委託業者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

12 問合せ・資料請求先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県総務部税務課総務係  
電 話 : 026-235-7046 (直通) ファクシミリ : 026-235-7497  
電子メール : zeimu@pref.nagano.lg.jp  
ホームページ「日本のふるさと信州応援サイト」<http://nagano.tax-furusato.jp/>

## ふるさと信州寄付金お礼の品選定基準

大	中	小	選定基準
おいしい信州ふーど (プレミアム)	原産地呼称管理制度 認定品	ワイン	「おいしい信州ふーど(プレミアム)」認定品であること。
		日本酒	
		焼酎	
		シードル	
		米	
	信州プレミアム牛肉	信州プレミアム牛肉	
	地理的表示(GI)保護制度 認定品	市田柿、すんき	
おいしい信州ふーど (オリジナル)	県オリジナル品種		「おいしい信州ふーど(オリジナル)」認定品であること。
	全国シェア上位品目		
おいしい信州ふーど (ヘリテイジ)	信州の伝統野菜伝承地栽培認定品		「おいしい信州ふーど(ヘリテイジ)」認定品であること。
	伝承地栽培認定証票使用承認加工品		
ミネラルウォーター	ミネラルウォーター	ミネラルウォーター	採水地及び製造場所が長野県内であること。
上記以外の農畜水産物	精肉、米など		原産地が長野県内であること。
農畜水産物加工品	ドリンク、そば、パン、ピザ、もち、調味料、スイーツ、ハム、鯉のうま煮、ワイン、日本酒、焼酎、シードルなど		長野県内において原材料の主要な部分が生産されたもの又は製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、信州ブランドをPRできるものであること。
伝統的工芸品	経済産業大臣指定工芸品		経済産業大臣指定の工芸品であること。
	長野県知事指定工芸品		長野県知事指定の工芸品であること。
上記以外の製品	/		長野県内において製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、信州ブランドをPRできるものであること。
宿泊型	/		長野県内の宿泊施設の利用券(宿泊施設内のサービスを含む。周辺施設利用券とのセットも可とする)
体験型	スキー場リフト券、そば打ち体験、いちご狩り、飲食店の無料食事券など		長野県内で提供されるサービスで、本県の魅力を体感できるもの(周辺施設利用券とのセットも可とする)